

新潟市医療機関における結核健康診断実施要綱

(目的)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下感染症法という）第17条、第53条の13の規定に基づいて市長が実施する、結核の早期発見及びまん延防止のための健康診断（以下「結核健康診断」という。）のうち、医療機関における実施分について、円滑な運営を図るため、以下のとおり必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 医療機関における結核健康診断の対象者は、感染症法第17条、第53条の13に定める者のうち、特に医療機関での実施が適当と市長が判断した者（以下「対象者」という。）とする。

(実施場所)

第3条 市長は、対象者に対する結核健康診断業務の一部を、市長が適当と認める医療機関の長に委託するものとする。

2 結核健康診断は、受託した医療機関の長が管理する医療機関（以下「委託医療機関」という。）において行うものとする。

3 対象者は、市長が指定した委託医療機関においてのみ、結核健康診断を受けることが出来る。

(受診券の交付)

第4条 市長は対象者に対し「結核健康診断受診券」（別記様式、以下「受診券」という。）を、必要事項を記載の上、交付する。

2 対象者は、受診券に記載された委託医療機関において、受診券を提出した上で結核健康診断を受ける。

3 委託医療機関は結核健康診断を実施した後、その結果及び医師所見等を受診券に記載し、市長へ提出する。

(検査種目)

第5条 結核健康診断における検査種目は、厚生労働省令第27条の2に規定するものとし、かつ、市長が必要と認めるもので、受診券に記載した検査種目とする。

(委託料等)

第6条 感染症法第58条第2項、第14項に基づき、市長が支弁する委託料及びその請求、支払については、別に定める「新潟市結核健康診断委託契約書」による。

(その他)

第7条 結核健康診断の実施にあたっては、当実施要綱によるほか、関係法令を遵守するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の整理をして使用することができる。

様

別記様式(第4条関係)

結核(接触者健診等)健康診断受診券			No. _____
健診対象者氏名:	様 男 女	生年月日	電話番号
健診の種類: 接触者健診 有効期間: 年 月 日 ~ 年 月 日			
健診の種目:			
健診場所(医療機関名):			
受付曜日・時間:			

年 月 日 新潟市長 印

- 1 この券を表記の医療機関にご持参くだされば, 上記の健診種目について無料で検診が受けられます。
- 2 有効期間内で, できるだけ早い時期に受けて下さい。
- 3 有効期間内に受診できない場合は下記にご連絡下さい。

《お問い合わせ先》 新潟市保健所保健管理課 感染症対策室
Tel: 025-212-8194 担当:

登録 No:

結核（接触者健診等）健康診断 結果通知書

年 月 日

新潟市保健所長

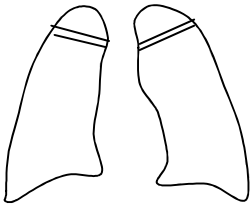
担当 行

医療機関名

医 師 名

氏名	(男・女)	生年 月 日	年 月 日 (歳)
----	-------	-----------	---------------

受診日 年 月 日

検 査 項 目	検 査 結 果
胸部レントゲン写真	検査実施日 (年 月 日) 結果 (異常なし ・ 所見あり :) 
Q F T 検 査	検査実施日 (年 月 日) 判 定 : 陽 性 ・ 判定保留 ・ 陰性 ・ 判定不可 測 定 値 : TBAg-Nil (), Mitogen-Nil ()
ツベルクリン 反 応 検 査	検査実施日 (年 月 日) $\frac{\times}{\times}$ ($\times$)
喀 痰 検 査	採 取 日 (年 月 日) 塗 抹 (), 培 養 (, 週)
そ の 他	
総 合 所 見	異常なし ・ 要観察 (病院経過観察 ・ 保健所等経過観察) 要精密検査 ()
今後の方針コメント等	

保健所患者番号